

退職者長期滞在ビザ Non-Immigrant O-A(Long Stay) (日本人専用)

来館前に、必ず事前予約【VABO】<http://vabo.thaiembassy.jp/vabo/>を行ってください。

タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあり、不備や不正な内容の申請を拒否する権限を有します。また、申請者が全ての書類を揃えていても、領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。その際、ビザ発給拒否の理由については回答致しません。

申請時間：9 時 30 分～11 時 30 分－休館日は HP (www.thaiconsulate.jp)をご確認下さい。

受領時間：13 時 30 分～15 時 00 分－書類不備がなければ 3 営業日後（申請日を含む）の受領となります。
（タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に関しましては、少なくとも 45 日～60 日のビザ取得日数が必要です。）

入国回数	1 年マルチプル
査証有効期間 (発効日から)	12 ヶ月
入国ごとの滞在可能期間 (タイ入国日から)	90 日 (1 回ごと)
査証審査料	22,000 円
必要なパスポート残存期間 (タイ入国日から)	1 年 6 ヶ月以上

必要書類

1. カラー証明写真付きビザ申請用紙 2 枚
2. 証明写真
 - 6 カ月以内に撮影したカラー写真 1 枚
 - 縦 4.5 cm×横 3.5 cm
 - 真正面からカメラを向けて撮ること
 - 無地の明るい背景で撮ること
 - 自然な顔で口を閉じたままで撮ること（微笑まない、まゆをひそめない、眉を上げないこと）
 - 目をしっかり開くこと（サングラスや着色ガラスを付けないことおよび目に髪の毛が掛からないこと）
 - 写真にもものや人等が入り込んでいないこと
 - ピントを合わせて影のないように撮ること
 - メガネに光が反射していないこと
 - 証明写真機やスタジオで撮影された高品質仕上げの証明写真
3. パスポート 原本 および コピー2部
 - パスポートは未使用の査証欄が 2 ページ以上必要
 - コピーはデータ面（顔写真のある面）を A4 サイズで取ること
4. 経歴書 要申請者本人の直筆署名 2 部
5. 金融証明書（下記 3 項より 1 項） 原本 および コピー
 - a. 英文預金残高証明書（800,000 バーツ以上の預金額があるもの）
 - b. 年金証書および最新の額面入り年金振込通知書（月額 65,000 バーツ以上の受給額または合計年額 800,000 バーツ以上の受給額があるもの）
 - c. 英文預金残高証明書と年金証書（合算で 800,000 バーツ以上あるもの）

- 発行後3ヶ月以内
- 公証人役場 → 法務局 → 外務省の順で認証を受けること（外務省大阪分室：06-6941-4700）

6. 無犯罪証明書 原本 1部

- 発行後3ヶ月以内
- 本人開封無効
- 要外務省認証（外務省大阪分室：06-6941-4700）（開封厳禁）

7. 国公立病院発行の健康診断書 英文原本 および コピー

- 禁止疾患：ハンセン病・結核・麻薬中毒・象皮病・第三期梅毒に罹患していないことを示す内容を含むもの
- 発行後3ヶ月以内
- 要外務省認証（外務省大阪分室：06-6941-4700）

8. 健康保険証明書

- 全タイ滞在期間有効な健康保険
- 外国の保険会社発行の保険証券原本もしくはタイの保険会社発行の保険証券のコピー
- 外来患者の治療費40,000バーツ以上、また入院患者の入院費400,000バーツ以上が保障される保険（保険年度毎）
- 保険会社発行の保険証明書の原本
- 医療保険加入証明書（Foreign Insurance Certificate）原本
（規定書式はこちら https://longstay.tgia.org/document/overseas_insurance_certificate.pdf
保険会社が記入し、社印の捺印および代表者（サイン権保有者）の直筆署名が必要）※要外務省認証（外務省大阪分室：06-6941-4700）
- コピー2部

9. 航空券（eチケット）またはフライト予約確認書 コピー2部

- 航空会社または旅行会社発行のもので、申請者名・便名・タイ入国日が確認できるもの

10. タイでの居住地を証明する書類 コピー2部

- (1) 申請者名義で物件を購入した場合、所有権証明書が必要
- (2) 申請者名義でアパートを借りる場合、賃貸借契約書（家主のIDカードコピー＋署名も必要）
- (3) 家族と滞在する場合、以下の書類
 - タイにいる保証人からの手紙（保証人の名前・申請者名・申請者との関係・宿泊先住所・電話番号・入国日・滞在期間・署名を記載）
 - タイ国籍の保証人の場合、保証人のIDカード、タイ住居登録証の住所面および氏名記載面 コピー（書類には保証人の署名が必要）
 - タイ国籍者以外の保証人の場合、パスポートのデータ面、最新のタイ国滞在許可取得面（タイの入国管理局発行）、タイの労働許可証（ワークパーミット）および保証人の署名がある賃貸借契約書（家主のIDカードコピー＋署名も必要）（すべての書類には保証人の署名が必要）

※タイ滞在期間延長・滞在資格変更・再入国許可証の取得は、タイ入国管理局の権限です。